

第9回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成27年12月14日(月)
午前10時から午前11時25分まで
- 2 会 場 議会棟3階 第1委員会室
- 3 出席者 (委員) 向後委員長、白鳥副委員長、
秋葉議員、麻生委員、岩井議員、小川委員、
小松崎委員、近藤委員、段木委員、中村委員、
福永委員、村尾委員、山本委員
(※下線は代理出席)
(事務局) 大木事務局長 ほか11人
- 4 傍聴者 (議員) 松井議員
(一般傍聴者) 3人
(報道関係) なし
- 5 協議事項及び協議結果
 - (1) 予算・決算審査特別委員会5分科会審査の検証と評価について
会派での協議結果を報告した後、意見交換を行った。主な意見として、
 - ・ 5分科会審査は継続して実施するが、財政局特出し審査は、総務委員会の負担が大きいため不要。市の財政は重要だが、特出しは、その審査の手段として適当なのか。特出しで聞けるのは財政局の歳出部分のみであり、財政全体については代表質疑で質すべき。
 - ・ 5分科会審査は継続。特出しは、予算・決算に対する理解が深まることも考慮し、「脱・財政危機」宣言が終息するまで継続すべきだが、それが無理であれば分散開催を検討すべき。
 - ・ 5分科会審査は継続し、より専門性を高めるべき。特出しは、理解が深まったという実感が無く、市財政全体の勉強となるか疑問。
 - ・ 5分科会審査はさらに深める必要がある。特出しは、市財政に対する共通認識を持ち、チェック機能を高めるために必要。分散開催も検討すべき。などが述べられ、今後の協議の進め方を含め、正副委員長で預かることとなった。
 - (2) 反問権の検討について
会派での協議結果を報告した後、意見交換を行った。主な意見として、
 - ・ 反論権を認めるべきか、幹事長会議で検討すべき。
 - ・ 反問権と反論権の定義を明確にした上で協議を進めるべき。反論権を検討するに当たり、実施している議会での実例を調べた資料が必要。

- ・ 市長と議会は対等の立場であることから、反論権を認めるべき。なお、市長の発言は通告時間外として扱うべき。
- ・ 反問権は現在の運用で可能なことから、明文化は不要。反論権は、あらかじめ当局とすり合わせを行っている現状を踏まえると必要性に疑問。などが述べられた。質問の趣旨確認は先例に明記され、認められていることから今後は反論権の付与について検討することとなった。なお、要望のあった資料を次回の会議前に配付し、会派で協議の上、次回報告することとなった。

(3) 委員会中継の検討について

委員より会派における協議結果を報告した後、意見交換を行った。

主な意見としては、

- ・ 庁舎建て替え前のため、出来るだけ経費のかからない方法を検討すべき。無理であれば、録画中継でも良いので市民に伝える方法を考えたい。また、現在実施している中継の経費と閲覧状況について、他市との比較資料が必要。
- ・ 経費を含めた協議を進め、早急に実施する策を講ずるべき。中継を行うことにより、審議の振り返りができ、より多くの市民に審議内容を知ってもらうことができるため、まず実施して、見てもらえるような中身に変えていけばよい。どんどん公開して、お互い恥じない委員会運営をしていけばよい。
- ・ 発信していくことは大切なことであり、委員会中継は行うべきだが、他市の運用事例を見るとまだまだ研究するべき点も多い。まず実証実験を行い、経費のかからない実現可能な方法を検討したい。
- ・ 経費をかけずに実施すると、映像や音声加工されやすいものとなり、加工されたものがインターネット上に流布し拡散する懸念があるため、実施するならばきちんと経費をかけることとし、庁舎整備の中で議論すべき。なお、中継に対する要求が高くなると、撮影担当者を多く置かなければならないほか、人為的なミスが起こる懸念もある。ただし、委員会中継そのものを否定してはいないので、どこか特別委員会など1か所で試験的に実施することについて、会派で検討したい。
- ・ 委員会中継は必要。分散開催をするといったコストを配慮したものが良いのではないか。

前回要望のあった資料を今回の意見を踏まえて作成し、次回の会議前に配付し、会派で協議を行い、次回報告することとなった。

(4) 議会基本条例の検討について

事務局より議会基本条例の概要及び政令市の状況について説明後、条例を制定した議会における検証（PDCA等）の取組状況について、政令市と一般

市の比較も含めての質疑応答がなされた。

次回は政令市の条例の詳細について、事務局より説明を聴取することとなった。

(5) 次回の開催日程について

第10回協議会は、平成28年1月14日(木)午前10時に開催することとなった。